

一般社団法人サンパーク都留グラススキークラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人サンパーク都留グラススキークラブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県都留市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、グラススキーの普及・発展に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) グラススキー教室の開催及び愛好者への技術指導
- (2) 都留グラススキー月例会及びその他の大会の開催
- (3) グラススキーに関する指導者の育成・強化
- (4) グラススキーに関する競技者の育成・強化
- (5) サンパーク都留グラススキー場の管理及び運営
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事情により電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 定款の変更
 - 三 解散及び残余財産の処分
 - 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(理事の設置)

第20条 この法人に、理事1名を置く。

- 2 この法人の理事は、この法人の社員の中から選任する。ただし必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事は無報酬とする。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第(1)号の書類についてはその内容を報告し、第(2)号ないし第(4)号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める理由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第33条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の理事)

第34条 この法人の設立時の理事は、次のとおりである。
設立時理事 藤江康正

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第35条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
山梨県都留市夏狩1748番地
藤江康正
山梨県都留市四日市場401番地3
有泉勝利

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人サンパーク都留グラススキークラブ設立のため、設立者 藤江康正、同 有泉勝利は、この定款を作成し、これに記名押印する。

平成28年6月17日

設立時社員 藤江康正

設立時社員 有泉勝利